

松川町ふるさと学費応援補助金制度の概要

向学心に富む若者を応援し、ふるさとを担う人材の確保と地域の活力を創出するため、奨学金を受けて大学などに進学し、卒業後にUターン・就職して松川町に住まわれる方が返還されている奨学金の一部を補助します。

【対象者】

次の要件をすべて満たす方

- ① 奨学金の貸与を受けて大学、短大、専修学校専門課程に進学した者
- ② 平成27年4月以降から奨学金等の返還を開始した者、又は平成27年4月以降に新たに松川町に住民登録した者
- ③ 月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行い、滞納していない者
- ④ 補助申請する前年度より引き続き松川町に住民登録があり、居住している者
- ⑤ 交付期間後も引き続き松川町に居住する意思のある者
- ⑥ 町税等の滞納がない者

※国・地方公共団体の正規職員は補助対象外となります。

【補助金額】

前年度中に返還した奨学金（補助対象金額）の4分の1以内
上限50,000円 最大5年間を限度とします。

【補助金の対象となる奨学金】

●大学、短大、専修学校専門課程進学

日本学生支援機構第1種奨学金
[無利子]

日本学生支援機構第2種奨学金
[有利子]

・母子及び寡婦福祉法による修学資金
【地方公共団体が運営する奨学金】

松川町奨学金[無利子]

その他町長が認める奨学金等

【民間団体の奨学金】
【特定分野の奨学金】
【学校独自の奨学金】
【家庭の事情に考慮した奨学金】
【福祉分野の修学資金】

・看護師等修学資金

・あしなが育英会 ・交通遺児育英会
・社会福祉協議会 教育支援資金

●[対象外]高等学校進学

・長野県高等学校等奨学金
・母子及び寡婦福祉法による修学資金
【地方公共団体が運営する奨学金】

松川町奨学金[無利子]

教育ローン[対象外]

【申請時期】

4月～9月